

# 役員報酬規程

平成21年3月18日 20規程第3号

## (総則)

第1条 この規程は、財団法人地震予知総合研究振興会(以下「振興会」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)の報酬について定めることを目的とする。

## (報酬の種類)

第2条 役員は、本給及び通勤手当とする。

## (本給)

第3条 役員の本給は、月額とし、別表に定める額以内で会長が定める額とする。

## (通勤手当)

第4条 通勤手当は、職員給与規程(16規程第5号。以下「給与規程」という。)第17条第1項に規定する支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の支給額、支給方法その他必要な事項は給与規程に準ずる。

## (報酬の支給)

第5条 役員は、法令等の定めるところにより、当該報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を当該役員が指定する銀行その他の金融機関に振り込むものとする。

## (本給の支給日)

第6条 役員の本給は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日にあたる時は、繰り上げて支給する。

## (本給の日割計算)

第7条 月の中途において、新たに役員に任命され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当該月の本給は日割で計算した額を支給する。ただし、役員が死亡したときは、当該月の全額を支給する。

## (端数の取扱い)

第8条 この規程の定めにより算出した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

## (施行細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。

この規程は、役員給与規程(平成 17 年 12 月 1 日 17 規程第 7 号)を全部改正する。

別表

役員の本給月額

(単位：円)

区 分	本給月額
会 長	1,065,000
理 事 長	988,000
専務理事	903,000
常務理事	840,000
理 事	780,000
監 事	—————